

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに個人住民税を計算し課税する。</p> <p>また、納税義務者が納付した個人住民税を区の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、又は未納分への充当を行う。</p> <p>これらの業務を行うに当たっては、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他地方公共団体から課税情報を取得する。2 課税に必要な生活保護等の情報を照会する。3 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を経由して照会する。4 課税情報を作成する。5 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。6 個人住民税に関する口座振替及び振込事務に必要なとなる口座情報の登録管理を行い、口座登録情報をもとにした各金融機関への口座振替(振込)依頼を行う。7 納付書や口座振替等の納付の受入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。8 課税情報に基づき、申請に応じて課税証明等を発行する。9 再発行納付書の出力、還付充当処理など、納付に関連する事務を行う。
③システムの名称	個人住民税システム、収納消込システム、口座管理システム、共通連携基盤システム、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、課税資料イメージ管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、13の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、147の項、151の項、152の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項及び173の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民生活部税務課 郵便番号153-8574 目黒区上目黒2-19-15
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民生活部税務課 電話番号 03-5722-9819
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、住基ネット照会による4情報又は住所を含む3情報が一致することの確認を厳守し、複数人でのチェックを行っている。加えて、定期的に住基CSでの4情報一括取得による確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月30日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 本橋 信也	税務課長 田中 健二	事後	
平成28年7月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	個人住民税システム、収納消込システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)	個人住民税システム、収納消込システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、課税資料イメージ管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成28年7月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	事後	
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 田中 健二	税務課長 落合 勝	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年6月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	事後	
平成30年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 落合 勝	税務課長	事後	
平成30年6月26日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	区民生活部税務課課税第一係 郵便番号153-8574 目黒区上目黒2-19-15	区民生活部税務課 郵便番号153-8574 目黒区上目黒2-19-15	事後	
平成30年6月26日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	区民生活部税務課課税第一係 電話番号 03-5722-9820	区民生活部税務課 電話番号 03-5722-9819	事後	
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月11日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月11日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月11日	IV リスク対策	(項目なし)	【項目追加(評価書書式の改定)】	事後	
令和1年10月11日	評価書名	個人住民税に関する事務	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項並びに主務省令(※)第16条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の27の項 ※主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和1年10月11日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和1年10月11日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号及び… 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び…	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び… 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び…	事後	
令和3年7月20日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月20日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第2の1、…、117及び120の項	・別表第2の1、…、117、120及び121の項	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、収納消込システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、課税資料イメージ管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	個人住民税システム、収納消込システム、口座管理システム、共通連携基盤システム、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、課税資料イメージ管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項並びに主務省令(※)第16条 ※主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	【番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の24の項 ・別表第1主務省令(※2)第16条 (※1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の27の項 ※主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の38の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の1、2、3、4、6、9、11、13、18、25、32、34、37、38、39、40、41、42、47、48、49、51、53、54、56、62、67、68、73、75、76、78、79、80、81、82、83、84、89、90、97、104、114、116、121、122、124、130、134、135、137、140、141、142、147、148、149、151、152、155、157の項 ※主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事前	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事前	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事前	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の24の項 ・別表第1主務省令(※2)第16条 (※1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	番号法別表24の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の38の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の1、2、3、4、6、9、11、13、18、25、32、34、37、38、39、40、41、42、47、48、49、51、53、54、56、62、67、68、73、75、76、78、79、80、81、82、83、84、89、90、97、104、114、116、121、122、124、130、134、135、137、140、141、142、147、148、149、151、152、155、157の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、13の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、147の項、151の項、152の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項及び173の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	最新に更新
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	最新に更新
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、住基ネット照会による4情報又は住所を含む3情報が一致することの確認を厳守し、複数人でのチェックを行っている。加えて、定期的に住基CSでの4情報一括取得による確認を行っている。	事後	新規追加項目
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	新規追加項目
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、収納消込システム、口座管理システム、共通連携基盤システム、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、課税資料イメージ管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	個人住民税システム、収納消込システム、口座管理システム、共通連携基盤システム、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、課税資料イメージ管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル申請管理	事前	住民税申告電子化に伴う変更
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	最新に更新
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	最新に更新